○中央選挙管理会告示第十二号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五条第一項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

一　審査の期日　令和八年二月八日

一　審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号

裁判官の氏名の告示順序を示す番号	審査に付される裁判官の氏名
1	高須（たかす）　順一（じゅんいち）
2	沖野（おきの）　眞已（まさみ）

○中央選挙管理会告示第十三号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十五条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

氏名	住所の市区町村名まで
審査長	
古屋　正隆	千葉県浦安市
審査長の職務代理者	
長谷川　孝	東京都練馬区

○中央選挙管理会告示第十四号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十六条の二第二項の規定に基づき、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行う期間を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

期日前投票を行う期間　令和八年二月一日から二月七日まで

○外務省告示第三十号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

令和八年一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

旅券番号	発行年月日
MJ 2292326	2023年7月6日

○外務省告示第三十一号

令和六年七月九日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア電力・ガス公社に供与されることになったラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年一月十日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三十二号

令和八年一月五日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア電力・ガス公社に供与されることになったラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和六年七月九日付けの口上書により令和八年一月十日まで延長された。）がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年七月十日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第二百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

左股川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道札幌市西区福井の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を平成五年建設省告示第四百九十一号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 02′ 42.4412″	141° 15′ 42.9573″
2	43° 02′ 43.2174″	141° 15′ 43.6469″
3	43° 02′ 43.8159″	141° 15′ 44.5215″
4	43° 02′ 45.9586″	141° 15′ 45.3833″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中央の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道常呂郡置戸町字北光の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 40′ 44.4072″	143° 35′ 17.2817″
2	43° 40′ 45.1093″	143° 35′ 16.4563″
3	43° 40′ 44.8700″	143° 35′ 16.0922″
4	43° 40′ 44.8228″	143° 35′ 14.6900″
5	43° 40′ 47.2601″	143° 35′ 14.0448″
6	43° 40′ 47.7821″	143° 35′ 14.8391″
7	43° 40′ 47.2640″	143° 35′ 17.4070″
8	43° 40′ 46.2565″	143° 35′ 18.7287″
9	43° 40′ 46.2061″	143° 35′ 19.8555″
10	43° 40′ 45.8122″	143° 35′ 20.4853″
11	43° 40′ 45.3527″	143° 35′ 20.5526″
12	43° 40′ 44.9055″	143° 35′ 19.9944″
13	43° 40′ 44.6848″	143° 35′ 18.1090″
14	43° 40′ 44.3078″	143° 35′ 18.1637″
15	43° 40′ 44.1201″	143° 35′ 19.1420″
16	43° 40′ 43.7910″	143° 35′ 19.6849″
17	43° 40′ 43.6310″	143° 35′ 19.1927″
18	43° 40′ 43.9647″	143° 35′ 17.9137″
19	43° 40′ 44.4585″	143° 35′ 17.5610″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

札滑川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　北海道紋別郡西興部村字札滑の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線及び一点と二点を昭和五十二年建設省告示第七百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	44° 15′ 36.7331″	142° 52′ 42.8654″
2	44° 15′ 35.9284″	142° 52′ 42.4872″

ロ　北海道紋別郡西興部村字札滑の区域内の土地のうち、次の三点から五点までを順次結んだ線及び三点と五点を昭和五十二年建設省告示第七百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
3	44° 15′ 39.6635″	142° 52′ 40.8678″
4	44° 15′ 39.8086″	142° 52′ 41.6228″
5	44° 15′ 37.9414″	142° 52′ 42.3372″